

平成23年第3回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

9月15日（木曜日）

## 平成23年第3回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成23年9月15日（木曜日）

### 議事日程 第2号

平成23年9月15日（木曜日）午後零時58分開議

- 日程第 1 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(甘楽町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 2 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 議案第43号 甘楽町有功者の選定について
- 日程第 4 議案第44号 甘楽町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第45号 平成23年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第46号 平成23年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第47号 平成23年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第48号 平成23年度甘楽町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第49号 平成22年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第50号 平成22年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第51号 平成22年度甘楽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第52号 平成22年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第53号 平成22年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第54号 平成22年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第55号 平成22年度甘楽町国峰簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 議案第56号 平成22年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第57号 平成22年度甘楽町水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 委員会審査報告 総務文教常任委員会
- 日程第19 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 一般質問 第1番 山崎愛子（学校や公共施設の敷地や駐車場について）
- 第2番 黛哲夫（町営住宅の今後の対策について）
- 第3番 山崎澄子（6次産業化推進と特産物開発について）
- 第4番 江原榮和（都市計画道路の整備及び見直しについて）
- 第5番 佐俣勝彦（福島北の河川緑地広場の利用について）
- 第6番 山田邦彦（ケア付き高齢者住宅の建設について）
- 第7番 山田邦彦（防災対策について）
- 第8番 山田邦彦（原発「ゼロ」について）

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（12人）

1番	江原榮和君	2番	佐俣勝彦君
3番	山崎愛子君	4番	富岡朝男君
5番	山崎澄子君	6番	長岡敬一君
7番	柳澤清次君	8番	長谷川儀平君
9番	黛哲夫君	10番	中里芳久君
11番	吉田恭一君	12番	山田邦彦君

## 欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	教育長	柴山豊君
会計管理者（会計課長）	飯塚章君	総務課長	斎藤誠君
企画課長	新井貞行君	健康課長	中野哲也君
住民課長	三木さゆみ君	振興課長	三木純一君
水道課長	山田勇君	教育課長	山田隆史君
農業委員会事務局長	佐藤芳雄君	監査委員	山田利和君

---

## 事務局職員出席者

事務局長	松本一雄	書記	石井和子
------	------	----	------

○開 議

午後零時 58 分開議

◇議長（吉田恭一君） まだ時間前ですが、議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席に配付しました議事日程に基づき、順次議事を進めます。



○日程第 1 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

（甘楽町税条例の一部を改正する条例）

◇議長（吉田恭一君） 日程第 1、承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（甘楽町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決することに決定いたしました。



○日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（吉田恭一君） 日程第 2、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



### ○日程第3 議案第43号 甘楽町有功者の選定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第3、議案第43号 甘楽町有功者の選定についてを議題といたします。

◇議長（吉田恭一君） 本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



### ○日程第4 議案第44号 甘楽町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第4、議案第44号 甘楽町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第5 議案第45号 平成23年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）

◇議長（吉田恭一君） 日程第5、議案第45号 平成23年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。  
続いて、採決に入ります。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第6 議案第46号 平成23年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1

号)

◇議長（吉田恭一君） 日程第6、議案第46号 平成23年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）ついてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第7 議案第47号 平成23年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（吉田恭一君） 日程第7、議案第47号 平成23年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。



[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 8 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度甘楽町水道事業会計補正予算（第 1 号）

◇議長（吉田恭一君） 日程第 8、議案第 4 8 号 平成 2 3 年度甘楽町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第 9 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 1 1 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度甘楽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 1 2 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 1 3 議案第 5 3 号 平成 2 2 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 1 4 議案第 5 4 号 平成 2 2 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 15 議案第 55 号 平成 22 年度甘楽町国峰簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 16 議案第 56 号 平成 22 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第 9、議案第 49 号 平成 22 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 10、議案第 50 号 平成 22 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11、議案第 51 号 平成 22 年度甘楽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 12、議案第 52 号 平成 22 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 13、議案第 53 号 平成 22 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14、議案第 54 号 平成 22 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15、議案第 55 号 平成 22 年度甘楽町国峰簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、及び日程第 16、議案第 56 号 平成 22 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、ここで決算の審査意見報告についてを、監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

山田利和君。ご登壇して報告を願います。

◇監査委員（山田利和君） 監査委員の山田利和でございます。議長のご指名がありましたので、平成 22 年度甘楽町各会計決算及び基金運用状況について、順次審査意見を申し上げます。

それでは、お手元の審査意見書 1 ページをお開きください。それでは、読んで審査意見とさせていただきます。

甘楽町長茂原莊一様。甘楽町監査委員山田利和。甘楽町監査委員中里芳久。平成 22 年度甘楽町各会計決算及び各基金運用状況の審査意見書。地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された平成 22 年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに各基金の運用状況を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第 1、審査の概要。

1、審査の対象、一般会計及び特別会計歳入歳出決算。平成 22 年度甘楽町一般会計、

平成22年度甘楽町国民健康保険事業特別会計、平成22年度甘楽町老人保健特別会計、平成22年度甘楽町介護保険事業特別会計、平成22年度甘楽町農業集落排水事業特別会計、平成22年度甘楽町公共下水道事業特別会計、平成22年度甘楽町国峰簡易水道事業特別会計、平成22年度甘楽町後期高齢者医療特別会計。

2、平成22年度甘楽町各会計歳入歳出決算事項別明細書。

3、実質収支に関する調書。

4、財産に関する調書。

5、各基金運用状況調書。

第2、審査の期日。平成23年8月23日、24日、25日の3日間。

第3、審査に当たっての留意事項。

(1) 歳入。①歳入成績②予算現額に比し著しく増減のあったものについてはその理由。③違法な収入の有無④未納整理の有無⑤欠損処分の適否。

(2) 歳出。①違法不当な支出がなかったか否か。②予算がその目的に合致するよう執行されたか否か。③執行に怠慢がなく、かつ効果的であったか否か。④建設工事の発注、補助金の交付等適正に執行されているか否か。

第4、審査の手続。審査に当たっては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令第166条第2項に定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び各基金の運用状況を示す調書が、関係法令に準拠して作成されているか。予算の執行が、関係法令並びに予算議決の趣旨に沿い、適正かつ効果的に行われているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。決算及び附属書類の計算に誤りはないか。また、各計数は関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常、例月出納検査で実施している総括的な審査手続を実施しました。各基金の運用状況については、その計数が正確であるか。また、適正に運用されているか。以上の事項を主眼として審査を行いました。なお、この過程において、必要に応じ担当課長等の説明を求め、これをたしました。

第5、審査の結果。審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確でありました。予算の執行状況は、おおむね適正であると認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。ただし、全体として滞納額、

不納欠損額の増加傾向が見られ、健全財政並びに公正・公平な行政の立場からも、適正な徴収及び早期徴収を望むものであります。

第6、その他。地方自治法第235条の2による例月出納検査に当たっては、各会計とも計数上の誤りはなく、現金及び証書類の保管状況も適正でありました。また、同法第199条の第1項2・4の規定に基づく定期監査については、おおむね100万円以上の主要事業を中心に財政運営状況及び現地調査等を実施したところ、順調に執行されてきました。

第7、決算の状況。一般会計及び特別会計の決算は次のとおりであります。1、一般会計。増減率は対前年度比。

(1) 収支の状況及び財政の推移。一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額57億6,942万5,000円、歳出総額55億3,573万8,000円で、前年度と比較すると、歳入で9.0%、歳出で8.4%増加しました。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、1億4,514万5,000円でありました。平成21年度実質収支額1億5,688万8,000円を減じた単年度収支は、マイナス1,174万3,000円であり、財政調整基金に1億8,860万6,000円を積み立て、1億5,679万5,000円を取り崩し、実質単年度収支は2,006万8,000円の黒字となりました。なお、歳出予算の不用額4億5,791万2,000円は、予算現額59億9,365万円に対して7.6%で、おおむね予算規模に沿った執行がされているものと認められます。歳入では、地方譲与税・自動車取得税交付金等が減少し、景気の低迷により個人町民税が減少した一方で、子ども手当負担金、介護基盤緊急整備事業費補助金、緊急雇用創出基金事業補助金等による県支出金の増額及び地方交付税の増等により増加しました。歳出では、小規模特養整備事業費補助金や長岡ギャラリー一関連工事費等により増加しました。財政の推移を前年度と比較すると、財政力指数は0.461から0.443と低下しましたが、財政の弾力性を示す経常収支比率は83.9%で、0.9%上昇しました。しかしながら、財政的には依然厳しい状況が続いています。また、臨時財政対策債発行可能額を含まない標準財政規模は、33億5,834万9,000円となり、22万7,000円の増で、ほぼ前年並みでした。単年度の実質公債費比率は11.1%から10.5%となり、改善されました。町債の本年度末残高は43億2,807万2,000円で、前年度より1億2,250万8,000円減少しました。厳しい財政状況にありながら、各会計とも予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、実質公債費比率及び町債

の減少等、健全財政を堅持すべく努力されたことは十分認められます。

(2) 財政運営の状況。財政運営は、一般的に見て適切でありました。前年度と比較すると、歳入予算に対しての歳入率は96.3%で、1.8%の減、歳出予算に対しての執行率は92.4%で2.3%の減となり、それぞれ適切な範囲であると認められます。

①歳入。歳入全体に占める地方交付税等の依存財源の割合は、前年度より0.6%上昇し61.5%となり、地方税等の自主財源比率は、前年度より0.6%低下し38.5%になりました。これは県補助金や交付税などが増加し、あわせて景気の低迷による町税の減収等の影響によるものであります。なお、使途が特定されずどのような経費にも使用することができる経常一般財源は、普通交付税等の増加に伴い、前年度に比べ0.3%増加しています。歳入全体としては、順調に執行されていました。

②歳出。性質別の状況では、義務的経費は、人件費が3.4%増、扶助費が子ども手当等により40.7%の大幅増で、公債費が1.7%の減により、全体では9.4%の増となり、歳出全体に占める割合は36.8%であります。投資的経費は、74.1%の大幅増で、歳出に占める割合は14.4%になりました。そのうち、普通建設事業費が73.7%増加し、災害復旧事業費が292.0%増となりました。その他の経費は、積立金17.4%減、定額給付金の皆減により補助費28.1%減で、歳出に占める割合は48.8%となりました。町債の状況について、残高は前年度末に比べて2.8%減の43億2,807万2,000円となっており、将来の安定的な財政運営のためにも、引き続き計画的な活用を望むものであります。今後とも地方財政は厳しい状況にあることを認識し、限られた財源の重点配分と最小の経費で最大の効果を上げるための創意と工夫を持って町政の執行に当たり、財政の健全化を図りつつ、町民が心豊かに安心して暮らせる「心が通う元気あふれるまちづくり」を期待いたします。

(3) 財政健全化判断比率の状況について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、4つの指標の審査を行ったところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも該当がありませんでした。実質公債費比率は11.5%から11.1%に、将来負担比率は69.3%から51.7%に改善され、いずれも基準値以下の健全財政でありました。

## 2、特別会計。(増減率は、対前年度比)

(1) 国民健康保険事業特別会計。歳入決算額は15億2,650万1,000円、歳出決算額は14億5,885万8,000円で、歳入歳出差引額は6,764万3,000

0円となりました。実質単年度収支は、基金利子5,000万2,000円を積み立て、前年度繰越金3,785万5,000円と一般会計からの法定外繰入金5,000万円を差し引き、2,979万円の黒字となりました。歳入では、国保税の収入額は4億6,471万8,000円で、税率改正により4.9%増となり、収納率は95.8%で0.6%増加しました。一般会計繰入金は1億2,408万円で、歳入総額に占める割合は8.1%で、前年度より0.3%増加しました。歳出では、療養給付費と療養費で7億9,913万9,000円となり、3.9%減少し、歳出総額に占める割合は54.8%でした。また、高額医療費は9,421万2,000円で、6.7%減少しました。今年度の実質単年度収支は黒字となり、基金残高は増加しましたが、保険給付費額は今後上昇に転じることも十分予想され、雇用の抑制や賃金水準の低下の影響により、収納率の低下も続き、さらに厳しい運営が予想されます。将来的に収支バランスのとれた事業運営を行うため、医療費の抑制及び被保険者の健康意識を高めるとともに、収納率の向上に努め、財政の健全化を望むものであります。

(2) 老人保健特別会計。歳入決算額は3万3,000円、歳出決算額は3万3,000円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。本会計は、平成22年度をもって財務処理を終了しました。

(3) 介護保険事業特別会計。歳入決算額は8億7,316万4,000円、歳出決算額は8億6,398万3,000円で、歳入歳出差引額918万1,000円となりました。保険給付分は、歳入総額8億3,989万5,000円、歳出総額8億3,111万8,000円で、歳入歳出差引額は877万6,000円となりました。第1号被保険者保険料の収納率は98.9%で、昨年より0.2%改善しました。歳出総額のうち、介護給付費支払合計は8億611万4,000円で、1.1%の増加となりました。事務費分は、歳入歳出総額680万円で、一般会計繰入金を充てました。地域支援事業費分は、歳入総額2,647万円、歳出総額2,606万7,000円で、歳出の主なものは、介護予防事業と包括的支援事業及び任意事業であります。介護保険制度は在宅サービスを基本としていることから、要介護高齢者等が可能な限り、居宅において能力に応じ自立した日常生活ができるよう介護予防・生活支援対策事業と連携し、サービスの充実及び財政の健全化を望むものであります。

(4) 農業集落排水事業特別会計。歳入決算額は1億4,164万1,000円、歳出決算額は1億4,111万3,000円で、歳入歳出差引額は52万8,000円となり

ました。城南上野地区の接続率は93.0%、天引地区の接続率は78.0%、善慶寺国峰地区の接続率は66.1%となっています。3地区の処理場等の維持管理費は4,458万6,000円であり、町債においては22年度末残高12億7,432万3,000円で、前年度より6,421万1,000円の減となりました。多額の町債を投入しての事業であるので、未接続者には事業の趣旨をご理解していただき、早期の接続推進を望むものであります。

(5) 公共下水道事業特別会計。歳入決算額は4億3,197万6,000円、歳出決算額は4億3,131万4,000円、歳入歳出差引額66万2,000円となりました。残額につきましては、翌年度に繰り越します。主な事業内容は、維持管理費2,099万2,000円、県央処理場維持管理負担金3,093万1,000円、汚水整備事業費1億8,035万8,000円であり、認可面積465ヘクタールに対する実施率は63.8%となっています。町債においては、22年度末残高27億3,493万円で、前年度より4,580万4,000円の減となりました。多額の町債を投入しての事業であるので、財政事情等を考慮して、生活環境整備面からも早期接続の推進を望むものであります。

(6) 国峰簡易水道事業特別会計。歳入決算額206万1,000円、歳出決算額50万円で、残額156万1,000円は、地方公営企業法が適用されることに伴い、同法の規定による特別会計に引き継ぎます。維持管理を地元住民に委託し、水質検査は町が実施しています。国峰簡易水道事業特別会計は、平成23年3月31日をもって終了し、平成23年4月1日より甘楽町水道事業会計に会計を統合します。

(7) 後期高齢者医療特別会計。歳入決算額は9,746万1,000円、歳出決算額は9,744万4,000円で、歳入歳出差引額は1万7,000円となりました。歳入の主なものは、保険料が5,965万8,000円、一般会計繰入金3,768万4,000円であり、保険料収納率は99.6%でありました。当町の医療費の状況は、保険給付費13億129万3,000円で、給付件数3万8,494件、1件当たり平均3万4,000円でありました。20年度から始まった高齢者医療制度は、高齢者医療の安定的な確保を図り、老人保健制度が抱えている問題点を解決するために制度化されましたが、国は新しい高齢者医療制度創設の検討を行っており、今後どのような制度になるか注視する必要があります。

以上で、審査意見とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 監査委員は自席にお戻りください。  
報告が終わりましたので、これより総括質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。  
続いて、討論に入ります。  
討論の通告がありますので、順次発言を許します。  
最初に、12番山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第52号について反対の立場で討論いたします。  
まず、本予算を執行するに当たり、関係者の皆さんのご努力に対し、敬意を表します。  
当然のことですが、介護保険制度は、社会保障制度の大きな大事な柱の一つと考えています。ぜひ一層の充実を求めるものです。

本事業の実施前には、いわゆるバラ色のような制度と感じさせる、いつでもどこでもだれもが十分な介護を受けられると説明していました。その財源は、消費税を充てるような言い方でした。消費税は導入後、今までに200兆円以上が私たち庶民の懐から奪われています。一方で、同じ時期に大企業などが納めるいわゆる法人3税にほぼ同額の減税を実施しています。要するに、消費税は福祉や高齢者のために使われなかったのです。本当に残念なことです。

そんな中、介護保険を実施してみると、いろいろな期待が言われています。

まず、一般の医療保険では、基本として必要なときに日本中どこでも必要な医療がだれでも受けられるようになっています。

しかし、この保険は、申請をし、認定までに時間がかかり、必要なときにすぐにはサービスが受けられせん。また、認定されなければ、使いたいサービスも受けられせん。65歳以上の人の中で、約12%の人しかサービスを受けていないのです。あとの約88%の方は、サービスを受けないのに、死ぬまで負担を背負う、こういった制度です。

認定の限度により、利用の限度額も決まっています、それをオーバーすると全額自己負担となります。限度内であっても、10%の利用料の負担があり、大きな負担となっています。

また、サービスを受けている最中でも、保険料を負担すること、生活保護を受けている人からも保険料を集める。こういうような開始前の制度としての矛盾、欠陥が克服をされ



ずに推移をしています。そのほとんどが、以前はもっと出していた国の負担を、介護保険になると大幅に減らしたことが原因です。

私は、国の負担をもっとふやし、当事者の負担を減らすことを望みます。もし、国の出し分をふやさぬのであれば、町がもっとお金を出すべきと考えています。現在の保険料は、基本になる方が第4段階と言われ、本人が住民税非課税で、ほかの世帯に住民税、課税者がいる場合となって、年額4万7,200円です。本決算で明らかになりましたが、65歳以上の人の中で、第1段階の人の保険料の負担は、わずかに9人あわせても21万2,400円です。第2段階、第3段階、そして第4段階まで合計して見ても、1億1,353万7,000円です。本年度の一般会計の決算では、不用額が約1億5,000万円にもなっています。また、各基金もたくさん積み立てられ今では27億円以上になっています。

これらのお金のほんの数%を使うだけで、保険料の減額免除ができるわけです。今まで、何十年も町や地域、家族のために尽くしていただいた高齢者が、年齢を重ね、身体に不自由が不都合が出るのは、当然のことです。そうなったら、いわゆる受益者負担のような冷たい仕打ちをするのは、正しくないと思います。ふだんから町長が発言しているように、高齢者は町の財産です。しかし、本決算はそういう扱いになっていないように思います。

ぜひ、高齢者が明るく楽しく元気が出るような介護保険となるように願いながら、反対討論とさせていただきます。

◇議長（吉田恭一君） 次に、7番柳澤清次君。

◇7番（柳澤清次君） 議案第52号 平成22年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

介護保険制度につきましては、ご承知のとおり、高齢者人口が急増する中、介護される人、介護する人も、高齢者となり、これらの介護する人等の負担及び経費を軽減するための必要不可欠な社会制度であります。

これを踏まえて、平成22年度歳入歳出決算の内容を見ますと、介護サービスの給付はもとより、利用者や認定者が増加する中、適切な運営がなされ、一般会計からの繰入金金を最小限度にとどめる努力が図られたことについても、評価できるものと考えます。

また、地域支援事業につきましても、地域包括支援センターを中心とした介護予防事業の実施により、介護が必要な方の立場はもとより、お年寄りが介護を必要とせず、元気で

生き生きと安心して安全な生活を送れることが重要なことです。このことは、給付費の増大を防いでいると考えます。

このような理由から、本決算は適切に執行されていると考え、賛成討論いたします。

◇議長（吉田恭一君） 次に、12番山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、議案第56号について、反対の立場で討論いたします。

まず、本予算を執行に当たり、関係者の皆様のご努力に対し、敬意を表するものです。

後期高齢者医療制度は、戦後必死に働いてきていただいたお年寄りに対して、晩年になつたら国から捨てられると感じられる制度です。いわゆるうば捨て山と表現する人もいますが、お金を取られることを思えば、うば捨て山よりもひどいこととなります。こんな社会でいいはずがありません。

後期高齢者制度は、75歳以上を一律に後期と決めつけ、現役世代から切り離し、全く独立した医療保険に加入をさせるものです。世界の中の国民皆保険制度の国々では、ほかに例がありません。それまで扶養家族になっていたお年寄りも、例外なく強制的に家族みんなが入っていた保険から切り離されるもので、まるで家族一緒に暮らしていた母屋から無理やり離れに連れて行って閉じ込めるようなものです。

政府は、75歳以上には心身の特徴がある。それに応じて医療サービスも変えなければならぬと言っています。政府が、後期高齢者の特徴を、治療に手間も時間もかかる。認知性も多い。いずれ死を迎える。こういうふうの規定していましたが、こんな考え方で制度をつくれば、差別医療にもなってしまいます。後期高齢者医療実施前は、75歳以上の人も、国民健康保険、または健康保険や共済組合などの被用者保険に加入していました。実施後は、ほかの世代から切り離されて、例外なく組み込まれました。保険料も、生活保護受給者を除いて、一人一人から徴収しています。それまで扶養として支払い義務のなかった約2,000万人の高齢者も、保険料を払っています。高齢者にも応分の負担をという名目で、保険料を負担させられました。

今の高齢者はもちろん、これから高齢者になるすべての国民を直撃する制度です。何よりこの保険を強く求めてきたのが、財界や大企業です。企業の保険料と負担増がふえれば、企業のグローバル競争力の低下を招くとして、制度改革を強く求めてきました。自分たちは大きな利益を上げながら、国民に犠牲を押しつける大変身勝手な態度です。

そもそも日本の社会とは、77歳なら喜寿、88歳で米寿、そして卒寿、白寿と高齢を

心から祝う社会になっていました。財政難を理由に、高齢者の医療費からまず削る。こんな政治に未来がないと思います。

今、民主党政権は、そのマニフェストで、制度の廃止を明記していましたが、よかったと思う方が多いと思いますが、実際には何も変わりませんでした。私は、すぐに中止、撤回するべきと思います、反対いたします。

◇議長（吉田恭一君） 次に、1番江原榮和君。

◇1番（江原榮和君） 私は、議案第56号 平成22年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

本会計の決算は、平成20年度より始まった後期高齢者医療制度に関する決算であります。初年度途中で制度の見直しが行われ、多くの保険料の減免なども実施されました。

本来、この制度は、高齢者社会を迎える中、高齢者だけでなく若年者もある程度費用の負担を行い、2分の1は公費負担も取り入れる中、長期展望に立った医療保険制度を目指すものであります。保険料の徴収方法等について、年金からの天引きに対する反対など、制度のあり方まで議論されるようになっております。

現政権下では、廃止との報道もありますが、現時点ではだれもが納得できる新しい保険制度について概要すら発表されていない状況であります。このような中、本町におきましても、約2,021人もの多くの方に複雑な保険料の軽減措置など、的確な事務処理が行われております。

このような理由から、本決算は適切に執行されていると考え、賛成討論といたします。

◇議長（吉田恭一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第49号 平成22年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第50号 平成22年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。  
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第51号 平成22年度甘楽町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。  
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第52号 平成22年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。  
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第53号 平成22年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。  
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第54号 平成22年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。  
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第55号 平成22年度甘楽町国峰簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第56号 平成22年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。



○日程第17 議案第57号 平成22年度甘楽町水道事業会計決算の認定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第17、議案第57号 平成22年度甘楽町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、ここで決算の審査意見報告を願います。

山田監査委員、登壇して報告を願います。

◇監査委員（山田利和君） それでは、平成22年度甘楽町水道事業会計決算について、審査意見を申し上げます。

審査意見書9ページをお開きください。それでは、読んで審査意見とさせていただきます。

甘楽町長茂原荘一様。甘楽町監査委員山田利和。甘楽町監査委員中里芳久。平成22年度甘楽町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成22年度甘楽町水道事業会計収入支出決算及び証書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第1、審査の概要。

1、審査の対象。平成22年度甘楽町水道事業会計決算、現金・預金通帳の残高。

2、審査の期日。平成23年7月25日（月）。

3、審査に当たっての留意事項。

（1）収入。①収入成績②予算現額に比し著しく増減のあったものについては、その理

由。③未納整理の有無。

(2) 支出。①違法不当な支出がなかったか否か。②予算がその目的に合致するよう執行されたか否か。③執行に怠慢がなく、かつ効果的であったか否か。④建設工事の発注等、適正に執行されているか否か。

4、審査の手続。審査に当たっては、町長から提出された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・貸借対照表等各調書について、法令に準拠しているか、財政運営は健全か、予算が適正かつ効果的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常例月出納検査で行っている総括的な内容について、審査を実施しました。そのほか、必要と認める手続の審査を実施しました。

第2、審査の結果。審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・貸借対照表等各調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令に従って適正に事務事業の執行がなされていることが認められました。ただし、滞納額は減少傾向であるが、健全財政並びに公正公平な立場からのより適切な給水停止の執行と適正な徴収を求めるものであります。

### 第3、総括事項。

(1) 決算の状況について。平成22年度の収益的収入の決算額は、2億801万7,000円で、前年度比1.9%増加しました。主な要因は、給水収益の増加によるものであります。収入額には、一般会計補助金170万6,000円が含まれています。収益的支出の決算額は、1億8,277万8,000円で、前年度比8.4%減少しました。主な費用は、修繕費652万7,000円、固定資産減価償却費9,006万2,000円、企業債利息2,199万6,000円、動力費376万9,000円、薬品費520万5,000円、人件費3,634万7,000円で、総収支比率は113.8%であり、当年度純利益2,523万9,000円となり、経営努力が認められます。資本的収入の決算額は225万2,000円で、工事負担金の減少により、前年度比25.5%の減少となりました。資本的支出の決算額は、1億8,340万9,000円で、前年度比8.2%増加しました。主な要因は、建設改良費1億4,891万2,000円及び企業債償還金3,449万7,000円でした。企業債の年度末残高は51件で、5億9,334万1,000円となり、前年より3,449万7,000円減少になりました。資本

的収入額が資本的支出額に対して、1億8,762万4,000円不足になっていますが、この不足額は過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金並びに当年度分消費税・地方消費税資本的収支調整額で補てんしています。

(2) 資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、公営企業会計に係る資金不足比率を算定し審査を行なったところ、その比率は基準以下であり、健全財政でありました。

(3) 主要事項について。本年度末の給水人口は1万3,770人で、前年度より78人減少し、年間有収水量は160万7,455立方メートルで、前年度比1.9%増加しました。有収率は80.3%で、前年度より0.4%減少となりました。秋畑・那須簡水の有収率は、いまだに低く、当面は85%の有収率を目標に漏水防止対策等を図る必要があります。建設工事の主なものは、配水管布設工事及び老朽管布設がえ工事であり、その他、白倉浄水場の原水ポンプを交換改修し、轟浄水場の薬品注入施設の凝集剤を鉄系に変更する工事を行いました。また、安全で良質な水の安定供給のために、各浄水場並びに水源の維持管理等を実施し、それぞれ適正に執行されました。これからは、施設の老朽化に伴う改修・更新等財政を考慮した計画的な修繕及び建設改良工事を実施する必要があります。そのためには、企業的経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と経費節減に努力されるよう留意願います。今後とも、健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の供給に向けてより一層の工夫と努力を望むものであります。

以上で、審査意見報告とさせていただきます。

◇議長（吉田恭一君） 監査委員は自席にお戻りください。

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定可決されました。



## ○日程第18 委員会審査報告 総務文教常任委員会

◇議長（吉田恭一君） 日程第18、委員会審査報告を行います。

総務文教常任委員長、登壇して報告を願います。

◇総務文教常任委員長（長谷川儀平君） 委員会審査報告をさせていただきます。平成23年9月15日。甘楽町議会議長吉田恭一様。甘楽町議会総務文教常任委員会、委員長長谷川儀平。委員会審査報告。本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。記。1、開催日時。9月7日午後3時50分。2、場所。甘楽町役場委員会室。3、出席者。委員長、長谷川儀平。副委員長、佐俣勝彦君。委員、山崎愛子君。委員、富岡朝男君。委員、中里芳久君。委員、吉田恭一君。4、欠席者。なし。5、会議事件説明のため出席を求めた者。教育長、柴山豊君。総務課長、斎藤誠君。企画課長、新井貞行君。住民課長、三木さゆみ君。会計課長、飯塚章君。教育課長、山田隆史君。6、審査の状況。陳情第4号「日本政府が原発から撤退を決定し、原発をゼロにする期限を決めたプログラムをつくることを政府に求める意見書」の提出を求める陳情書。陳情の内容を検討したところ、文面等に不適切な言葉がありました。本陳情の趣旨はよく理解できるとの意見の一致を見ました。よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 長谷川総務文教常任委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。委員長、自席にお戻りください。

討論に入ります。討論を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。



「日本政府が原発からの撤退を決断し、原発をゼロにする期限を決めたプログラムをつくることを政府に求める意見書」を委員長の報告どおり、趣旨採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第19 閉会中の所管事務継続審査・調査の申出書について

◇議長（吉田恭一君） 日程第19、閉会中の所管事務継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたが、継続審査・調査の申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定いたしました。

---

○日程第20 議員派遣の件について

◇議長（吉田恭一君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定によって、お手元に配付しました議員派遣の件についてをお諮りいたします。

配付書記載のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

よって、配付書記載のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

---

○日程第21 一般質問

◇議長（吉田恭一君） 日程第21、一般質問を行います。質問通告の順番に発言を許し

ます。

最初に、3番山崎愛子君。

◇3番（山崎愛子君） 学校や公共施設の敷地や駐車場について。

3. 1 1の大震災は、国の形を変えるほどの衝撃をもたらしました。その一つにエネルギーの問題があります。これに拍車をかけているのが、原発問題です。

今回の大震災、福島原発の衝撃は、これまでのエネルギー政策の根本からの見直しを迫っています。いずれ原発はゼロベースにしていくというのが、ドイツやスイスなどに見られるように、そう遠くない将来、世界の潮流になるのではないのでしょうか。つまり、なるべくエネルギーの効率を上げる工夫をしなければやっていけなくなる日は、もう目の前に迫ってきています。このことは、何を意味しているのかと言いますと、身近なところから一步一步始めるしかないということだと思います。

そこで、甘楽町では、社会に先駆け、甘楽町方式として学校や公共施設の敷地や駐車場などに、落葉樹、落葉の樹木を植え、枝を大きく伸ばし、夏場には日差しを遮り、木陰で憩うことや敷地内の建築物の室温を下げることにより、相当の節電になるよう、数年の計画での取り組みを実施する必要があります。樹木のおかげで、建物の温度の上昇を防ぐことができます。校舎の前にも、2階や3階までくらい伸びる木、例えばプラタナスのような木を植えて枝を伸ばせば、教室の温度は下がり、かなりエネルギーの節約になると思います。

文化会館や役場の駐車場にも樹木を植え、大木になるまで見守り、ヒートアイランド現象を緩和する環境をつくっていく必要があります。

学校の敷地内、校舎の裏などにケヤキ、ナラ、カシの木やモミジの木を植えて茂らせれば、セミやオニムシなどの昆虫がとれ、秋には紅葉が楽しめ、ドングリ拾いなども子供たちができます。こうした取り組みは、教育効果の観点から見ても、大いに進める必要がありますので、一石二鳥ではないでしょうか。学校を取り巻く環境が大いなる自然、木々、植物などで覆われているならば、健全な青少年の育成に大いに資することができると思われれます。

こうした環境を整備することによって、エネルギー効率にも教育にも資することが大であると思われれますので、ぜひ進める必要がありますので、検討していただきたいと考えます。

以上でございます。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 山崎愛子議員の「学校や公共施設の敷地や駐車場について」のご質問にお答えいたします。

3月11日の大震災以降の節電意識やエネルギー政策の見直しが必要とする世論の高まりを背景に、身近でできる省エネ対策として、学校の窓際にプラタナスや、ケヤキ、ナラなどの高木を植栽し、教室の温度を下げることにより、節電、いわゆるエネルギーの節約に努め、あわせて教育環境の向上を図りたいとする趣旨のご提案かと存じますが、高木を植栽するには、幾つかの課題がございます。

まず、植栽に必要なスペースの問題でございますが、3階まで伸びる高木は、大地にしっかりと根を張るスペースが必要になります。放射状に広がる枝葉のことも考えれば、窓際への植栽は困難であり、ひいては全体的に校庭が狭くなるなどの心配もございます。

また、管理上の問題からいえば、毛虫やアメヒトなどの害虫対策、枝の剪定や落ち葉の処理、倒木や枯れ枝の落下事故防止など、安全が最優先される学校にあっては、課題が少なくありません。さらに、校舎裏への植栽は、学校が鉄道沿線や住宅街、観光の拠点に位置するなどの周辺環境にも対応する必要があります。

冷房機器を導入しないで、夏場の室温を下げる方策としてのご提案と思いますが、期間的には夏休み前後の1カ月間であり、春や秋などには逆に室内が暗くなり、健康への影響も懸念されるところであります。

校庭周辺には、記念植樹をはじめ、既に多くの樹木が植えられており、これ以上植栽することは困難と言わざるを得ません。

なお、学校では夏場の室温の上昇を抑えるため、役場で配布したゴーヤやアサガオなどを使った緑のカーテンに取り組んでおります。効果のほどはまちまちのようでございますが、先生と児童・生徒が一緒になって苗木を植え、または種をまき、育て、工夫し、そして環境について考える機会としております。小さな取り組みではありますが、議員のご提案に近い形の活動ではないかと思っております。

今後も、このような活動に対しては支援していきたいと考えております。

議員の質問にもありましたように、児童・生徒が安全で落ちついた雰囲気の中で授業を受けられる環境づくりに今後も努めてまいりますので、引き続き教育行政に対し、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。答弁いたします。

◇議長（吉田恭一君） 山崎愛子議員。

◇3番（山崎愛子君） 過去、私、教職にあったわけですが、多分小幡小で教頭を拝命していたころだと思いますが、プラタナスの木に鳥が来て、巣をつくり、子供たちが窓をあけるにも、ここは静かにそっとあけないとだめなんだよと、私が見回りに来ましたときに、そんなふうにして、子供たちが鳥を育てておりましたけれども、また飛び去っていったわけですが、必ず木を大きくしないで、学校は葉が落ちるとか、そういうことがあるんですけれども、これからはやっぱり少し考え方を改めて、大きく枝を伸ばして、そしてごみというのは例えば葉っぱが散ったのは、私たちは昔からの習慣で、そこもきれいに掃かないと気持ちが悪いですけれども、たばことかプラスチックとか捨ててありますと、それはまことに感じが悪いんですけれども、そんなふうにはいろいろな学校を、小学校を特に見まして、ああ、ここには大きな木が植えられるとか、学校の敷地でなく隣接の非耕作地といいましょうか。もう耕作していない土地とか、そういう学校環境をなるべく自然な形に持っていくようなふうには、それは本当に省エネにもなりますし、子供たちのためになりますので、教育長さんがおっしゃった意味は非常によくわかるんですけれども、まず学校だけでなく、そして役場、なるべく、今見ておきますと、駐車場に来る方が、役場だけでなくいろいろな公共施設のところですけれども、木陰を求めて、その木陰がどういうふう伸びるか、その下のところへ車をなるべく置くようにしていますけれども、それほど駐車場のスペースはとらないし、とにかく持続可能な地球をという、ヒートアイランド現象と、いろいろなところを少しずつですけども、直して。直してと言うとちょっと語弊がありますが、環境をこれから変えていくという私たちの従来の考え方を少しずつ変えて、子供たちにもごみはプラスチックとかたばことか、そういうものは捨てると感じ悪いけれど、木の葉が舞っていて、非常にモミジも子供たちはよく拾ったり、私たちも拾ったりするわけですが、そういうふうには少しずつやっぱり変えていく必要があるのではないかなと。そうしない限り、なかなか今のままでは、もう今のままずつと行くしかないで、だんだんと大きな余りにも大木になれば、それは台風やいろいろありますけれども、よそのおうちにいろんなおうちに行っても、家の周りが相当樹木で覆われていたり、檜ぐねがあつたりすると、非常に温度は違いますので、だんだんとそんなふうには、まず公共施設の方から持っていけない限り、なかなか変わらないのではないかなというふうには考えておりますので、ご提案申し上げます。

以上でございます。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 引き続きのご質問でございますので、お答え申し上げます。

議員もご承知のように、学校には結構たくさんの方が植樹されております。甘楽町において、それほど自然から離れているというふうな環境ではなく、一歩外へ出ればすぐに緑の茂った森があり、林があり、野原がある、そういう状況でございますので、あえて校庭を狭くするまで植栽する必要があるかどうかは、大変よく考えなきゃならないというふうに私は思います。

今、例えば小鳥が巣をつくるとかということも、今の状況でも結構学校の敷地内である木にもあるわけでありますから、子供たちが観察するには決して今の時点で不十分であると私は思いません。

今後、緑のある学校というのは、これは心の休まる学校でありますから、そういう点では十分配慮していきたいというふうに思っております。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 山崎愛子議員。

◇3番（山崎愛子君） 校庭をあえて狭くするとか、そういうのではないわけですが、それは少しは狭くなるかもしれませんが、非常に大きな5メートルじゃないですけど、道の方には少しはみ出るところもまた難しいとかいうので、なかなかの部分があるんですが、現在は非常に枝を切り詰めるという方向に、あ、もったいないな、それは個人差ですので、そういう部分があるかと思っておりますので、校庭の真ん中にとは申しませんが、幾つか端といいたいでしょうか。子どもたちの感覚を変えて、少しずつしていかないと、本当に家の周りには昔からの言い伝えは、家の周りに大木を植えるなという部分がありますけれども、これらは屋根もといが全部詰まってしまうわけですが、屋根もソーラーになったり、いろいろ変わってくると思っておりますので、校庭を狭くというのではございませんが、植えられるところをいろいろ考えて、ここを切り取ったりしたら植えるというふうに。

小幡小で、かつて防災のための水を保管するところに大きな桜の木が何本かあったんですけど、そこはもうそれは防災のためですから、仕方なくそこは取って今はきれいになっていますけれども、1つ植え、枯れたりしたらまたは抜いたりしたら、そこはだんだんと元へ戻していくといいたいでしょうか。戻せないところもありますけれども、その分にはどこかに木を植えるというような感じであればなということで、よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 校舎の前ということだと思うんですけども、私、学校に勤めておりましたけれども、一番学校で大事なことは安全管理であります。木を植えることによって、生徒の子供たちの状況が把握できなくなる。窓から外が見えなくなるということは、子供たちを把握できなくなることであります。できれば、校舎の窓のところには、余り植えない方が安全管理上は私はいいいというふうな感じを持っております。

その他については、先ほど申し上げましたように、甘楽町の学校には多くの木が植栽されておりますので、いろんなところで十分ではないかというふうに思っております。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 規定が3回、同じ質問が3回までとなっておりますので、山崎愛子議員にはご了承お願いして、山崎愛子君の質問が終了いたしました。

次に、9番 黛哲夫君。

◇9番（黛 哲夫君） 私は、町営住宅の今後の対策ということについてお伺いいたします。

町営住宅の現状を見ますと、二日町町営住宅以外の町営住宅は、建築耐用年数も大分過ぎ、老朽化しております。取り壊している住宅も多くあるようです。今後の町営住宅の対策は、どのような計画になっているかお伺いいたします。

町営住宅は、国策で戦後の低所得者の住宅対策として、全国の都道府県や市町村で建設されたものでございます。今日では、この利用者も少なくなり、住宅管理に困難を来していると思います。そこで、次の点について質問をさせていただきます。

1、現在の各団地の入居状況はどうか。

2、現在までの取り壊し戸数と、現在の空き家戸数はどうか。

3につきますは、今後の建設計画はありますか。または、跡地利用計画はありますか。

4、もし、特に計画がないならば、今日は少子化・高齢化に伴って人口の減少が進行しております。この対策として、跡地利用として住宅造成工事も新規の造成から見れば、相当安くできると思います。安い町営住宅団地を造成して、子育て中の世帯を対象にして分譲してはどうか。建設上、補助金等の問題もあるかと思いますが、こうした考え方も一理あるんじゃないかと思っております。これについてお願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、黛哲夫議員の「町営住宅の今後の対策について」のご質問にお答えをいたします。

町営住宅につきましては、黛議員ご指摘のとおり、二日町町営住宅以外の住宅は老朽化が進み、耐用年数を過ぎている状況があります。

このため、町にとっては、今後の住宅政策と跡地利用が大きな課題となっておりますが、議員ご質問にもあります、跡地を住宅団地としての分譲も一方策かと考えており、現在策定中の総合計画で方針等を今後検討したいと考えております。

先ほどご質問にございました現状等につきましては、この後担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） 命によりまして、お答えをいたします。

初めに、町営住宅は、国と地方自治体の協力により、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に戦後から高度成長期にかけて全国で多く整備をされてきました。

町におきましても、二日町団地以外の下井団地、金井団地及び金井第二団地の町営住宅は、昭和40年代の高度経済成長期に建設をされております。これらの町営住宅は、築40年以上経過をし、老朽化が進み、耐用年数を過ぎているため、現在入居者の募集を行っておりません。

1つ目のご質問であります、現在の各団地の入居状況でございますが、二日町団地18戸、下井団地9戸、金井団地16戸、金井第二団地13戸となっております。

2つ目のご質問であります、現在までの取り壊し戸数と空き家戸数ですが、下井団地は取り壊し6戸、空き家5戸、金井団地は取り壊し8戸、空き家2戸、金井第二団地は取り壊し20戸、空き家9戸となっております。

3つ目のご質問であります、今後の建設計画及び跡地利用計画でございますが、先ほど町長のご答弁にもありましたように、ご提案いただいた低価な安い住宅団地の造成も1つの考え方であると考えております。

また、平成10年の公営住宅法等の政令の改正に基づきまして、耐用年数を過ぎた建物については、譲渡廃止の手続きを行っておりますので、他の用途への変更に伴う国庫補助金の返還などの制約はございません。

いずれにしましても、こうした状況の中で、跡地利用に当たりましては、現下の少子・

高齢化をはじめとする社会情勢やまちづくり課題等を踏まえながら、有効かつ適切な利用に資することが求められるものと考えております。

もとより、現在策定中の第5次総合計画の審議の中で、新しいまちづくり資源として検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

◇議長（吉田恭一君） 黛議員。

◇9番（黛 哲夫君） 二日町団地以外につきましては、今現在も38戸ぐらいが入っております。そういう方を無理に出すというのは、大変だと思いますし、やはり、新しい安く提供できる町営住宅も必要ではないかと。そして、そこに住んでいただき、そして重要な跡地利用をりっぱにつくっていただくというようなことが第一だと思います。

そういうことで、現在入っている住居者の対策として、そういう考えがあるかどうか、ちょっとお伺いします。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 今、再度ご質問ございました二日町以外の団地に入っている人の対応ということだというふうに思っておりますが、現在の段階では退去をしていただく。退去していただいた後は入居募集を行わない。これをこのような体制で進めておるわけでありまして、今入っている人すべてを対象としたまた新しい町営住宅ということは、現在のところは考えておりません。

その辺の希望等を今入居者の要望等もあろうかと思っておりますけれども、また大きく家賃が上がったりもしますから、その辺のところは十分検討しながら進めていくというふうに思っています。現状としては、現在のような状況を続けていければというふうに思っております。

◇議長（吉田恭一君） 黛議員。

◇9番（黛 哲夫君） 内容的には理解いたしました。ぜひ、その現在計画しております総合計画の中に、実施計画の中にしっかりとした将来の計画をつくって、できるだけ早く重要な土地の有効を考えてください。要望です。終わります。

◇町長（茂原莊一君） はい、了解しました。

◇議長（吉田恭一君） 黛哲夫君の質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。





午後 2 時 3 0 分休憩

午後 2 時 3 9 分再開



◇議長（吉田恭一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

それでは、5 番山崎澄子君。

◇5 番（山崎澄子君） 6 次産業化推進と特産物開発について。

町内の知人友人に何かプレゼントをしようと、道の駅甘楽に行き、品物を探していても、これはというものが見つからず困ったという経験を少なからずした思いであることと思います。

さて、6 次産業化法が 3 月に執行されたことは、農業従事者には大変な朗報です。農業者は、生産物を生かし、製造業の 2 次産業、流通業の 3 次産業へと道が開け、事業が軌道に乗れば、大きな経済効果が生み出され、耕作放棄地解消にも少なからず影響があると考えられます。

時を同じくして、町では 4 月に新商品開発支援助成金交付 1 0 0 万円を予算化したことは、特産品開発に一步前進したものと考えられ、よい結果が期待されます。このように、町支援金と国施行の 6 次産業化とで、農業者と商工業者の技術を連携して、すばらしい特産品が開発されることもそれほど遠いことではないと期待が持てます。

町では、この 6 次産業化と助成金とをどのように広く普及し、成果が出せるよう取り組んでいくかの方針をお聞かせください。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、山崎澄子議員の「6 次産業化推進と特産物開発」についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、ご案内のとおり、今春、甘楽町物産センターが道の駅となったほか、今夏の群馬 DC 等を通じて、町が進める観光まちづくりへの期待が一層高まってきており、独自の特産物やブランドづくりが求められております。

ご質問の農業の 6 次産業化と特産物の開発については、魅力ある農業経営はもちろんのこと、地域資源を活用して雇用や所得の確保、地域の活性化に資するものであり、他町村に先駆けて取り組んできておりますし、これからも継続して取り組み、特色あるまちづくりを進めたいと考えております。

この取り組みの現状及び方針等につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） 命によりまして、お答えをいたします。

まず、6次産業化につきましては、昭和62年度、農村後継者が町の活性化方策を研究します甘楽塾を開塾しましたが、そのときの塾長でございます、今村奈良臣東京大学の名誉教授が最初に提唱をしたものでございまして、町では今村塾長のご指導のもと、当時からこの6次産業化の取り組みを進めてきております。

特に、山崎議員の地元でございます天引地区の生活改善グループが切り干し用のサツマイモを生産、加工し、風小僧の商品名で直営のひまわり直売所で販売をしておりました。これは、まさに6次産業化でございまして、先進的な事例でございます。また、象徴的な取り組みとして、那須地区では、段々畑を利用したちいじがきソバオーナー制度を実施し、ソバの里づくりを行い、生産したソバを那須庵で提供するなど、生産・加工・販売を一体的に行い、地域の活性化に結びつけており、6次産業化の取り組みでございます。

一方、町では、昭和60年に物産センターをオープンさせ、農産加工品等の特産物を販売、消費に結びつけております。キジ肉、キビ、レンゲ米等を使用した桃太郎ごはん、生産組合の轟みそや乾燥芋、リンゴジュース、タケノコの瓶詰、トウモロコシのかりんとう、轟の宝漬け、シソみそ、リンゴ酢、ブルーベリーのジャム、桑の実ジャム、焼きもち、ドレッシング、桑の葉茶、シイタケ茶、ソフトクリームなどを販売するほか、交流から生まれましたイタリアワイン、長野県野沢温泉村との嫁入り里帰り事業による町有機農グループ生産の野沢菜の漬物などがございます。この機会にご認識をいただければと思います。

さて、こうした現状の中で、町ではさらに食品や生産物などの名産品、かんらブランド、仮称でございますが、かんらブランドづくりを推進するため、今般甘楽町新商品研究開発支援助成金制度を創設したところでございます。

これは、新商品の開発に取り組む事業者に対して、その研究開発に必要な経費の一部を助成し、町を代表する名産品づくりを進めたいとするものでございます。

具体的には、食事の新メニュー、菓子類、土産品となる置物、工芸品、キーホルダーなどの開発を想定しております。

これまで、広報紙、ホームページ、新聞などでのPR、商工会等を通じて事業者への働

きかけなどを行ってきており、プラスチック製造業、菓子製造業、飲食業、かわら製造業の方々から意欲を示していただいております、さまざまな分野からこのかんらブランドが生まれることを期待しております。

また、町では大学の先生で、観光開発に造詣の深い方を観光まちづくりアドバイザーに迎え、現在、役場職員によるワーキンググループを組織して、既に町の歴史文化等の特色を生かした土産品の研究開発と製品化を進めております。

ご案内のとおり、長岡記念ギャラリーをはじめ、観光の施設整備は順調に進んでおり、町長が申しあげましたように、観光のポテンシャルの高まりとともに、観光まちづくりへの期待は高まっておりますし、来春には国指定名勝楽山園がオープンとなり、あわせて3月から5月には、町独自の「甘楽・春DC」、これも仮称でございますが、甘楽・春DCを開催することとしております。もとより、この甘楽・春DCは、単に楽山園のオープンにあわせたイベントにとどまらず、観光まちづくりのグランドオープンであり、その幕開けを宣言する一大キャンペーンと理解をしており、こうした状況を踏まえて、今般新しい特産物の開発への期待と願いを込め、助成金制度を創設したものでございます。

開発されました特産品につきましては、生産から加工、販売、そして地域で消費される循環を通じまして、生産者はもちろん、地域活性化に寄与するとともに、消費者や訪れる観光客からも喜ばれるように取り組んでまいりたいと考えております。ご理解をいただければと思います。

◇議長（吉田恭一君） 山崎澄子議員。

◇5番（山崎澄子君） ただいまの課長のご意見の方、ありがとうございます。

先ほど課長が挙げました商品、開発をした商品、裏根それから佐久間、天引等々は、生活改善グループ、このグループが大体主になって開発、町長も大変ご尽力をその当時してくださいまして、開発された品物だと思います。

もう一つ、この100万円の助成金なんですけれども、新聞で、先ほど課長がおっしゃったことと同じことが新聞の記事に、上毛新聞に載っていましたが、1年以上在住の町在住の商工業者というふうな形だったですね。もし、私が読み違えたら、あれなんですけれども、そうすると町全体で物を開発、いい物をつくろうというのに、とてもいい力、アイデアを持っている主婦の方がこの中に入っていないんですね。6次産業に携わる者は皆さん、主婦の方ですけれども、そうでなくて、ただ単に主婦業というような仕事、仕事というのではないんですけれども、主婦業をなさっている方がこれを見るとはじかれ

ちゃっているんじゃないのかなという、その新聞の記事を読みまして思いました。

それと、あとは皆さんもあれかと思うんですけども、観光地に行くときにバスガイドさんが、このの何とか何とかは何とかなんですよというその一言で、そのバスをおりた人たちがみんな一挙にその品物の前に行くんです。だから、そういったふうの開発できた物、それはやはり売り込みも大切。いい物ができても、売り込みがないとだめだと思いますので、そういったことも兼ねて、あとはこの助成金を使ってだれでもが自分のアイデアを出せるようなふうにしていただければ、要望いたします。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） ありがとうございます。特に、補助要綱の中での事業者、その定義づけにつきましては、今後町長ともご相談をさせていただいて、広く町民の方のアイデアが反映させられるような要綱の読みといたしますか。めり張りの効くような形で解釈をして、有効な補助制度にしていければと思います。

また、お問い合わせ等の中で、その対応をまた考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

◇議長（吉田恭一君） 山崎澄子君。

◇5番（山崎澄子君） ありがとうございます。ぜひ、そういったふうに広く町の町民の意見をこういった非常に取りつきやすい、果たしていい物が開発できるかどうかということになるとまた別かと思えますけれども、でもやはり今まで眠っていたものが開発されてくるんじゃないかと思えますので、こういったいい方法は広く住民の皆さんに知らせて広めて、ぜひどんどん進めていただきたいと思えます。

以上です。

◇町長（茂原莊一君） ありがとうございます。

◇議長（吉田恭一君） 山崎澄子君の質問が終了いたしました。

次に、1番江原榮和君。

◇1番（江原榮和君） 私の一般質問ですけども、都市計画道路の整備の見直しについてということでございます。

都市計画道路につきましては、昭和60年の都市計画におきまして、10路線24.26キロメートルが決定されてから25年が経過しております。その間に、今春開通しました国道254号線バイパスをはじめ、8.71キロメートルについて計画どおり整備され

ておりますものの、6割強の計画路線が未整備の状況にあります。その後、町としましては、平成21年3月に作成しました甘楽町都市計画マスタープランにおきまして、社会情勢の変化等を踏まえて、甘楽町都市計画道路見直しの基本的指針を策定し、効率的な交通網の計画整備を図るとし、おおむね10年以内に県が着工する事業として、道路番号の3・4・6号小川塩畑道線を整備予定としているのみであります。

このような状況に照らしまして、今後効率的な交通網の計画整備を行っていくためには、その基幹となります都市計画の見直しを早急に図っていく必要があるのではないのでしょうか。

また、平成23年3月に、甘楽町物産センターが道の駅として認定され、観光客等の集客に大きく寄与していると思われませんが、6月に実施されました福島地区での住民懇談会におきましてご指摘がありましたように、国道254号線バイパス、国道254号線の通過車両によります同道の駅への利用顧客につきましては、場所がわかりづらく、利用しにくいという現状にあります。

このことから、現在開通しております3・5・8号田篠小幡線、通称リバーサイド通りの延伸である北部路線、田篠部分ですけれども、富岡市部分を含むうち、未着工、用地も未買収と思えますけれども、となっております国道254号線から国道254号線バイパスまでの上信線を横断する区間につきまして、早期着工を関係機関との連絡調整・連携を図りながら推進していただきたいと思えます。

また、同路線の金山橋東詰め以南が、都市計画されていない現状にあります。金山橋東詰めから道の駅甘楽町物産センター南の主要地方道富岡神流線まで延伸する都市計画道路を整備していただきまして、国道及び同バイパスの通過車両を同道の駅への誘導を円滑に図ることによりまして、城下町小幡への誘客の増加を図るとともに、当該都市計画道路と県道金井小幡線及び国道254号線バイパスによります環状線としての機能を持たせたらどうでしょうか。

このほか、未着工となっております道路の整備計画につきましての見直しも図る必要があるのではないのでしょうか。

以上、質問いたします。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、江原榮和議員の「都市計画道路の整備及び見直し」についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、都市計画道路は、その都市といいますか。それぞれの町の骨格を形成する重要な施設として認識をしております。公益的かつ長期的な視線で整備をされ、その他の生活関連道路と有機的に結合させて生活環境の向上と地域づくりを担っていく。そのための道路は重要な施設と考えております。

こうした認識と考え方を踏まえて、ご質問の都市計画道路の整備及び見直しの詳細につきましては、担当課長にお答えをさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） 命によりまして、お答えいたします。

初めに、都市計画道路につきましては、江原議員ご指摘のとおり、昭和60年に都市計画決定を行いまして、現在10路線、24.26キロメートルの都市計画決定をしております。

しかし、その後の社会情勢の変化や今後予測される人口減少などにより、その必要性に変化が生じている道路も存在していることも事実でございます。

こうした社会情勢の変化により、的確に対応するためには、町では平成21年3月に甘楽都市計画道路見直しの基本的指針を定め、県の進めます都市計画道路見直し作業と歩調をあわせながら、隣接する自治体と連携を図り、見直し作業を進めております。

今後、廃止や幅員変更の手続を進めるには、長期間にわたりまして建築制限などをかけてきたことに対しまして、地域の方々、住民の皆さんのご理解が必要でございます。そのためには、見直しの状況などについて説明会を実施して、理解を得ることが重要であると考えております。

いずれにしましても、今後ともスピード感を持って都市計画の変更手続を進めてまいりたいと考えております。

また、見直しの過程で、改めて道路の必要性が確認され、存続することとなった都市計画道路につきましては、県及び隣接する自治体とともに、具体的に整備手法や整備時期などについて検討を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、今回ご提案いただいております3・5・8号田篠小幡線の延伸についてですが、国道254バイパスまでの区間につきましては、ご指摘のとおり都市計画決定をしている路線でございますので、早期着工を関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

また、金山橋以南の道路計画の都市計画決定につきましては、現在策定中の第5次総合計画策定に伴う道路網整備基本計画等の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

もとより、都市計画道路の整備につきましては、町長のご答弁のとおり、担当課長としましても、生活環境の向上と地域づくりを担っていく重要な施設と考えております。その施設の整備促進に当たりましては、江原議員にもご指導、ご助言を賜りたくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

◇議長（吉田恭一君） 江原議員。

◇1番（江原榮和君） いずれにしても、道の駅甘楽町物産センター、それから城下町小幡への集客増を図るためにも、できるだけ早い時期での整備検討をお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 江原榮和君の質問が終了いたしました。

次に、2番佐俣勝彦君。

◇2番（佐俣勝彦君） それでは、私の方から福島北の河川緑地広場の利用についてお伺いをいたします。

幾たびかの大雨により、河川緑地広場が現在使われていない状況であります。

また、いつ大雨により被害が出るかわからない状況の中で、解決するには水の流れを変える必要があると思われるが、変えることにより、対岸またはほかの場所に被害が及ぶと考えられる。しかし、あれだけの緑地広場がそのままでは残念でならない。大雨が来ても、比較的被害の少ない芝生の利用について、最近高齢者のグラウンドゴルフの人口がふえており、高齢者の健康と触れ合いの場として、整備の検討をお願いしたい。緑地広場は、周りに木々があり、鍬川の清流が流れており、非常に環境のよい場所だと思われる。ゆくゆくは、甘楽町のグラウンドゴルフ大会ができるよう希望し、願っております。

以上。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、佐俣勝彦議員の「福島北の河川緑地広場の利用について」のご質問にお答えをいたします。

福島河川緑地広場につきましては、ご承知のとおり鍬川の河川区域内に位置する緑地広場として、これまで可能な限りの整備を行ってきましたけれども、たび重なる増水によりまして大きな被害を受けてきた経緯の中で、現在では現状での利用をお願いしておりますので、ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

ご質問のご利用等につきましてはの詳細については、この後担当課長にお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） 命によりまして、お答えをさせていただきます。

福島河川緑地広場につきましては、さわやかトイレ以北は鑄川の河川区域内にすべて入っておりますし、地形等から察しても河川の増水等があればすべて水没してしまう立地条件になっております。ご案内のとおりです。

しかし、これまで地域をはじめ、町民の皆さんの強い熱いご要望等がございまして、許される範囲で恒久的な施設ではない、すべて可動式の構造物を設置すると、こういうことで河川管理者から貸与を受けております。

このような状況の中で、これまで計画的に整備を図ってきましたが、残念ながら災害等によりまして、すべての施設や修景施設が流出、損壊した経緯がございます。

福島地区の体協関係者、議会議員、区長及びスポーツ少年団の保護者の皆さんなど、多くの人のボランティアによりまして、流木、瓦れきの撤去を行い、現在の姿となっております。

関係者の総意として、限られた予算の中で、これ以上整備を継続することは困難であるとの認識によりまして、その機能を浅間堤公園などへ移転してきております。

今般の台風12号の影響によります河川流量の状況から察しても、河床の堆積物等によりまして、河川緑地広場への冠水の懸念は増していると考えられますので、ご理解賜りたいとお願いを申し上げます。

ご質問の佐侯議員のご趣旨、よく理解できますが、こうした状況を踏まえながら、町では今後の利用につきましては、ボランティアの皆さんの献身的なご尽力により整備されております少年野球場を中心に現状での管理と利用を考えてございます。

なお、河川緑地広場の機能を担っております浅間堤公園の利用の推進を図っていただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 佐侯議員。

◇2番（佐侯勝彦君） はい、わかりました。ありがとうございました。

◇議長（吉田恭一君） 佐侯議員の質問が終了いたしました。

次に、12番山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、ケア付き高齢者住宅の建設について、防災対策について、そして原発ゼロについてを伺います。

まず、ケア付き高齢者住宅の建設についてですが、介護保険前に説明があったのは、認



定外になった人も、いわゆる横出しサービスなどで救われるかのように言われていましたが、実際にはほんのわずかな人しか対象にならず、少なくない人が困っています。足腰が弱っていても、自分のことがしっかりできる人は、介護保険の対象にはなりません。でも、今後のことが心配でしょうがない。こういう話をしばしば聞きます。いざ、認定となっても、それから施設に申し込んでもすぐには入れないのが現状です。

私は、認定外の人も入居できるようなケアつき高齢者住宅が必要と思いますが、どうお考えでしょうか。

あるホームページでは、高齢者向けケアつき住宅とは、ケアつき高齢者住宅、介護マンション、ケアつきマンション、ケアつき高齢者マンションなどなどと呼ばれ、60歳以上程度の自立者または軽度の要介護者を対象にしています。建物は設計や仕様などについて、一定の基準をクリアしたケアつきバリアフリー住宅となっていますが、高齢者向けケアつき住宅についての明快な定義がないため、各施設によって提供されるサービス等が異なります。

地方自治体や社会福祉法人等が主に運営しており、緊急通報装置が各部屋に設置されていたり、ヘルパーステーションが併設されるなど、一定レベルまでの要介護者には対応していますが、訪問介護では対応できない程度まで要介護度が進行した場合は、退去して別の介護施設に移り住まなければならない場合があります。

利用料については、入居一時金が必要である施設もあり、月額利用料はおおむね7万から8万円前後が多いようです。と紹介されています。

そこで、伺います。

町でも、ケアつき高齢者住宅を設置する必要があると思いますが、いかがでしょう。

その際には、ぜひ入居者の年金額程度で賄えるような料金設定が大事だと思いますが、町の考えを伺います。

次に、防災対策について伺います。

昔から、地震・雷・火事・おやじといえ、世の中の怖いものの代表として一般的ですが、天災とおやじが同列と言われてみると変です。それもそのはずで、このおやじとは父親のことではありません。もともとは、おおやまじ、大山風と書いて、台風のことです。いつの間にか、言葉が似ているので、おやじとなってしまったのが、真相とのことです。ですから、本当の意味は、地震・雷・火事・台風で、全部天災です。最近では、おやじの立場も弱くなってきているようですから、そろそろ元に戻してもいいかもしれません。

さて、災害や防災といえ、9月1日の防災の日が定番でしたが、16年前の阪神淡路大震災、7年前の新潟県の中越地震、そして今年の東日本大震災、また記憶に新しい今年の台風被害など、今では一年中、防災そして天災が頭から離れないような状況が続いています。これからのまちづくりの大きな柱となると思います。

そこで、防災訓練を町として行ってはいかがでしょうか。内容としては、安否確認伝言板の設置、そして使い方、炊き出し、応急救護、AEDの使い方など、いろいろと住民の皆さんからの意見を聞きながら形をつくっていくといいと思います。

2番目として、瓦れきに埋もれたり、山中などに遭難した際に、命綱にもなるホイッスルの配布をしてはいかがでしょうか。

最後に、高齢者や体の不自由な世帯への突っ張り棒、これはタンスの固定器などですが、それや火災報知機の取り付けのお手伝いなどをシステム化してはいかがでしょうか。町の考えを伺います。

最後に、原発ゼロについて伺います。

今回の福島原発の事故では、人類と原子力が共存できないことを図らずも証明したように思います。

私は、日本で原子力発電を続けることの余りに大きな危険を考えるならば、できるだけ速やかに原発から撤退することが強く求められていると思います。同時に、電力不足などによる社会的リスクや混乱は避けなければなりません。また、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスにより地球温暖化を抑止するという人類的課題もあり、安易な火力発電などに置きかえるやり方をとるべきでもありません。そのためにも、自然エネルギーの本格的導入と低エネルギー社会への転換に向けて、あらゆる知恵と力を総動員し、最大のスピードで取り組む必要があります。

こうした立場から、5年から10年以内を目標にした原発撤退プログラムを策定することを提案します。

環境省などの試算、あるいは推定では、現在の技術水準や社会的な制約なども考慮し、実際のエネルギーとなり得る資源量、難しい言葉でエネルギー導入ポテンシャルと言うそうですが、これは太陽光や中小水力、地熱、風力だけでも20億キロワット以上と推定されています。これは、現在日本にある3月まで稼動していた原発54基の発電能力の約40倍です。原発の発電能力は、全体で4,885万キロワットと言われますが、太陽電池パネルを全国的規模で公共施設や工場、耕作放棄地などの低利用、未利用地に設置をすれ

ば、1億～1億5,000万キロワット、洋上風力発電では6,000万～16億キロワットの導入ポテンシャルがあると推定をされています。

この豊かな可能性を現実のエネルギーとして実用する取り組みを進めていけば、十分可能だと思います。

そこで、質問いたします。

原発をゼロにすることについて、どのように考えておられるでしょうか。

もしものことを考えると、富岡総合病院などに内部被曝の検査器を設置することが必要だと思いますが、いかがでしょう。

そのほか、町のプランなどありましたら、お知らせ願いたいと思います。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山田邦彦議員から3問のご質問をいただきました。

最初に、ケアつき高齢者住宅の建設についてのご質問にまずお答えをいたします。

ご質問のケアつき高齢者住宅を現在設置することは、現段階では考えておりません。

町の高齢者の現状等につきましては、この後、担当課長よりお答えをさせていただきます。

続いて、防災対策についてお答えをいたします。

地震・雷・火事・おやじのご説を伺いました。ありがとうございました。

災害についての対策、防災対策につきましては、現在見直し作業を行っているところであります。

議員のご質問の内容につきましては、この後、担当課長より引き続いてお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

そして、3つ目の原発ゼロについてのご質問にお答えをいたします。

福島県において、原子力発電所の大事故が起き、多くの人たちが不安の中におり、一日も早い終息を願うものであります。

今後の原子力発電につきまして、原発、いわゆる原子力発電を減じていくことの減発が必要だというふうに考えております。今、直ちに原発ゼロについては、難しさがあると思いますので、今後新規の原発の建設はもう行わず、現在ある原発もまず安全第一の確認と地元の理解が得られたもので運転を行い、近い将来の原発ゼロを目指すことが必要と考えます。しかし、この間、原発にかわるエネルギー、ご質問の中にありました自然エネルギー

一等の開発確保を国においてしっかりと積極的に行うことが重要だと考えております。

もう一つの質問であります内部被曝の検査器の設置であります。富岡総合病院に問い合わせたところ、このような大きな検査器は全国でも106台しかないそうであります。県内には、高崎の原子力研究所に1台あるのみとのことでありました。非常に多額の費用がかかり、設置することは困難であるというお答えでありました。

町においては、今後自然エネルギーへの活用の推進や、各家庭・企業等で節電を行うこともエネルギーの確保につながるものと考え、これらを積極的に推進していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 健康課長。

◇健康課長（中野哲也君） 命によりまして、「ケア付き高齢者住宅の建設について」にお答えをいたします。

議員ご質問のケアつき高齢者住宅は、比較的自立度の高い高齢者が必要に応じて訪問介護サービスを選択した上で受けられる賃貸住宅や賃貸マンションなどを総称してケアつき高齢者住宅と呼び、民間事業者等による新設が全国的にふえているようでございます。

ケアつき高齢者住宅は、基本的には自立した高齢者や要支援、軽度の要介護の入居を想定しておりますが、いずれ重度の介護度に移行する可能性が常に存在しており、緊急通報装置や見守りサービスだけでは対応できないなどの問題点も指摘され、最近では介護サービスつき高齢者専用賃貸住宅へのニーズが高まっているようでございます。

これらのいわゆるケアつき高齢者住宅は、国土交通省所管の高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく高齢者専用賃貸住宅となりますが、食事の提供や入浴、排せつ等の介護サービスを行うものであれば、県への届出により、適合高齢者専用賃貸住宅に登録され、これにより優良老人ホームと同じように、介護保険法上の特定施設となり、住所地特例が適用されます。

事実、8月には本町にも、小幡地内にこの制度を利用した民間事業者による高齢者向けの専用賃貸住宅が建設され、既に入居が始まっているようでございます。

さて、議員ご指摘のように、高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や核家族化による夫婦のみの世帯が当町においても増加しており、ひとり暮らし高齢者の世帯数は、本年度の調査で304世帯となっております。

議員がおっしゃるように、足腰が弱っていても、自分のことがしっかりできる人は、介護保険の対象になりません。本町では、高齢者の方が、元気で自立した生活を長く続けて

いただけるよう、各地区のおたっしや会等を中心に、保健・介護部門が連携した介護予防に必要な取り組みを、重点的かつ継続的に行ってきました。

これを裏づける指標として、当町の介護保険の認定率を紹介させていただきます。要介護・要支援認定率は、65歳以上の方のうち、申請により介助や介護が必要とされた方の割合を言い、公表された昨年12月時点の数値は、県内で最も低い12.1%です。逆にいえば、甘楽町は自立した元気な高齢者の割合が県下で最も高いと言えるのではないのでしょうか。

格家族化が進み、いつまで元気でいられるのかと不安を抱く気持ちはよくわかりますが、介護保険は在宅介護が基本です。家族に迷惑をかけまいと、皆さん、施設入所を口にいたしますが、本当は自分の家で暮らしたい、家族と一緒にいたいというのが本心のようなのです。

しかし、高齢化や核家族化の急速な進行は、ひとり暮らしや高齢者が高齢者を介護する老老介護、認知症の症状のある人が認知症の人を介護する認認介護という世帯の増加や、家族が仕事をやめて介護せざるを得ない事態も深刻化しつつあり、制度の理念が問われていることも事実でございます。

平成24年度の介護保険制度の改正に向け、6月に成立した改正介護保険法では、改正の理念として、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めているものが挙げられています。

この地域包括ケアシステムは、ニーズに応じた住宅が提供されるということの基本としており、そこへ生活支援サービスなどを提供していくという形をとることから、議員ご指摘のように、今後においては高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保する必要性は理解できますが、高齢者専用の住宅なのか、高齢者世帯と子育て世帯などがともに生活できる混在型がよいのかなどなど、何よりも在宅介護を基本とした、ともに支え合える地域社会づくりの観点から、福祉施策と住宅施策の連携が必要な時期に来ていると感じております。

今後は、国等の施策を見きわめるとともに、現在策定作業を進めている第5期介護保険事業計画においても、このような高齢者住宅の評価を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議長（吉田恭一君） 続いて、総務課長。

◇総務課長（齋藤 誠君） 引き続きまして、防災対策につきましてのご質問にお答えいたします。

全国的に多発している地震や台風等の自然災害を見ますと、犠牲者の多くは高齢者であり、災害時に自力で避難することは困難な方に対する支援が防災対策上の課題となっております。

このため、災害発生時におきまして、避難誘導や安否確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、高齢者等の把握が大事でありますので、町はもちろんですが、地元行政区及び消防団員、民生委員さん等の関係者間での情報共有が必要となってまいります。日ごろから、自主防災組織等の設置によりまして、地域の方の居住地や生活状況を把握し、災害時にはこれらの情報を共有、活用できるようにしておくことが重要であると思っております。

議員の質問の、防災訓練で、炊き出し、応急救護、AEDの使い方等を行ってはどうかという質問でございますが、東日本大震災の教訓を踏まえまして、町といたしましても、大震災及び大雨、土砂災害等が発生した場合を想定した防災訓練を検討しているところでございます。

その内容につきましては、一般住民、地区役員やボランティア団体の方々に参加していただきまして、警察や分署、消防団等に指導をお願いして実施していきたいと思っております。

その際に、議員ご質問の炊き出し、救急救護、AEDの使い方等も含めまして、実施方法を検討していきたいと思っております。

安否確認の伝言板を設置する場合は、公共施設や避難所、またはホームページ等になると思われませんが、衛星用携帯電話等の活用やNTTの災害用伝言サービスの利用もよいかと思っております。

高齢者のひとり暮らし、体の不自由な方々の世帯につきましては、民生委員さんをはじめ、老人クラブや消防団の方々に協力をお願いしまして、各世帯を回ってもらっておりますので、その際に火災報知器等について、要望があれば支援し、取りつけまでを行っていただいております。

今後は、災害危険箇所の再点検、及び安全管理に努めるとともに、自主防災啓発用パンフレット等を各戸に配布いたしまして、災害時の対応については、住民の皆さんに周知徹底していきたいと考えておりますので、議員のご理解とご協力をよろしく願います。

す。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、ケア付き高齢者住宅の建設について、2回目の質問をさせていただきます。

認識がそれほど違っていないなというふうに理解させていただきました。

それで、先ほど、これからいろいろな検討がされる予定ということで、高齢者だけがいいのか、あるいは混在型がいいのか。そういうときに、実は通告書には書き忘れてしまったんですが、先ほどの町営住宅の話もありましたが、その例えば跡地利用ですとかも含めて、例えば1階が高齢者、2階以上が若い世代ですとか、そういうふうな形でも行う必要があるのかなと思いました。

ただ、今現在で近所にも最近オープンしているわけですが、やはり金額が随分張るんですね。やっぱり、民間企業が民間、民設民営というやり方だと、ある程度仕方がない状況があると思います。

ぜひ、そういうふうなことも考慮しながら公設民営みたいな形で、そうすると民業を圧迫というんでしょうかね。しないような形で、少し味つけを変えながら、町がつくったのでうちの方がつぶれちゃったよというようなことになってしまうと、本末転倒になってしまうので、ぜひ公も民間も一緒になって高齢者の人たちに住みやすく安心してできる場所がつかれるといいなというふうに常々思っています。

そのあたりの可能性、検討することも含めて可能性があるかどうかだけ伺います。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 今、再質問をいただきました。山田議員がおっしゃられることは、私もそのように理解をしております。

最後に、課長の方からお答えをさせましたけれども、現在策定作業を進めている第5期の介護保険事業計画、この中で、今おっしゃられたことにつきましても、検討を進めていき、いわゆる高齢者が安心して住める、暮らせるまちづくりを目指す。このことは必要だというふうに考えております。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解しました。

それでは、防災対策について、2回目をさせていただきます。

①は検討していただけるということで、ぜひ例えば来春からとか、来年からなんていうことを言わないで、すぐにでも検討を始めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、②につきまして、具体的な答弁をいただけなかったように思うので、ぜひお願いします。

③についてですが、火災報知器の方は了解しました。それ以外にも、突っ張り棒というんでしょうか。あるいは、それだけでなくいろいろな震災対策を家庭の中でやるときに、足腰が立たずになかなかできない家庭がありましたら、ぜひ要求の掘り起こしというんでしょうかね。本人が話をしたら手伝いをするということではなくて、ぜひ町の方から積極的に困っていることがないか、こういうことがちゃんとできているかというチェックをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 総務課長。

◇総務課長（斎藤 誠君） ②番の命綱にもなるホイッスルの配布というんですけれども、これにつきましては、町が買って配布することは考えておりません。必要に応じて、その地区なり個人が用意していただければと思います。

それから、あとは突っ張り棒の関係なんですけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたように、民生委員さん、消防団、それから老人クラブの方々が体の不自由な方へ回っておりますので、その都度必要があればつけていただくようお願いできると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、防災訓練につきましては、今検討中でございますので、また時期等につきましてはなるべく早く実施したいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） ①は了解しました。

②のことなんです、いわゆる命綱なんですね。いろいろなこの間の大震災で埋もれた人、目の届かないところに行った方が、やはり何かをたたいたり、何かを鳴らしたりして、命が助かった方というのが必ず大震災とか、大水が出たとかというときには、例があります。各個人でとかいうことになると、やっぱり甘楽町は大丈夫だろうとか、いろいろな話の中で後回しになってしまうことがあるんだと思うんですね。実際に、例えば1つ当たり何千円もするものであれば、難しい面もあると思うんです。ただ、これは本当に何十円では手に入らないかもしれませんが、100円なり300円なり負担すれば手に入るも



のですね。各個人にやっぱり預けてしまうと、やはり後回しになってしまうことがあると思うんです。甘楽町は、かつて反射板のついたベストですとか、あるいは小学生には防犯ブザーですとか、本当に先進的ないい取り組みをされているので、ぜひこれに対しても積極的に行っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

③については、先ほど私、勘違いしたのかなと、今、答弁を聞いて伺うんですが、私が話ししたのは、要するに突っ張り棒ですとか、いろんな防災グッズがある中で、要するに訪問する側が、いわゆる点検と言ったらちょっとオーバーなんですけれども、あなたのうちは、これとこれが装備してありますかと。なかったらそれを手助けして、これは別に町がお金を出してくれということじゃなくて、取り付けるためにやはり難しい方がいらっしゃるわけですから、それを要望を引き出してやっていただければうれしいなと思ったんですが、そういう解釈でいいんでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） このホイッスルの話でありますけれども、1万4,000個ホイッスルを買って、町民すべてに配ることはできるかもしれませんが、果たしてそのホイッスルを四六時中人が首に下げるか、ポケットに入れるか、ずっと持っていて活用できるかというところは、非常にちょっと疑問が残るんじゃないかなというふうに思っております。役場からもらったからというので、仏壇の隣に置いて、それでずっと笛が置きっ放しになってしまえば、いざ有事の際にそれはピーと吹けなくなっちゃうわけですね。その活用方法が少し心配なところがあるというふうに、私はご質問を聞いていて考えました。

ですから、そういう意味で、もう少し何かの方法はないかなということを考えておりますので、また何かありましたら、ご意見をいただければというふうに思っております。活用方法にちょっと無理がないかなというふうに思っております。

それから、突っかい棒なり、そういういろんな部分でありますけれども、やっぱりその人たちが言ってくるということは、なかなかありませんから、やっぱりある程度行政が目の届く範囲でひとり暮らしの家庭等を定期的に訪問しながら、いざ地震があったときにすぐ近くに寝ている場合は、それが倒れてこないような、そういう心配をしてやる、面倒を見てやることも、行政としては必要ではないかなというふうに思っておりますので、今後さらに検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解しました。

それでは、最後の原発ゼロについての2回目の質問をさせていただきます。

これも、認識の差は私とは余りないかなと思いつつ伺いまして、大変それはよかったと思うんですが、先ほどの意見書の提出のときにも議会の方では趣旨採択ということで、原発ゼロに向けて国の方としてもやってもらいたい。態度表明といいますかね。なったわけです。ぜひ、そういう立場で、今休止しているのが活動しなければ、それでゼロになるかといったらそうではないと思うんですね。やっぱり政策として、もう原発には頼らずに国づくりを、エネルギー政策をやっていきますということを、やっぱり一番いいのは国会で決める。そう決めるためにはいろんな地方の議会ですとか、市長・村長さんですとか、いろんな人が国に対して態度表明をするというのが大事だと思うんですね。

そういう中で、先日の上毛新聞にも報道されましたが、今、丸とかバツとか三角とかという表現でしたが、あれは本当にざっとの話で、また現在の状況とその当時の状況がやっぱり若干違ってきたもので、あの記事そのものを短絡してどこの市長さんはどうだとか、町長さんは何だとかいうのは、やっぱり短絡してはいけない部分であるかなと思いつつ伺うんですが、たしか今年度中には稼働している全部の原発が定期点検などで休止になる予定だそうです。ぜひ、そういう形の中で、ただ休止をすればいいわけではなくて、もし原発をゼロにするには、今の原発の窯というんでしょうかね。原子炉そのものを解体したり、それをきちんと処理をしたり、そういうことが付随するわけで、しかもそれは高い放射性物質がたくさんそこに集まっているわけで、そう簡単にはできないわけで、直ちにゼロというのは、そういう意味で私は難しいというか。国防的には不可能なわけで。ただ、それを再び原子炉を稼働させない。その中で、計画的に廃炉にして、解体をして処理をしていく。その中でも、いわゆる死の灰と言われるようなものが残るわけなので、それも含めて5年から10年のスパンでやっていく必要があるかなと思っています。

そういう意味で、そこまでのことを範疇にした中で、ぜひ原発ゼロということで、町長の態度を聞かせていただければうれしいなと思いつつ伺いますが、いかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 上毛新聞の質問等もありましたけれども、私の気持ちとしては、先ほどお答えをいたしましたように、山田議員と同じようなことの答弁になりますけれども、今直ちに原発をゼロにしてということは、非常に難しさがあるというふうに考えてお

ります。いわゆるそれにかわる代替のエネルギーも、単に節電だけではもう乗り切れない部分もあるでしょうし、産業界に対しても、いわゆる一般の方に対しても、やっぱり難しさがあるでしょうから、その代替のエネルギーをしっかりと開発することも必要ではないかなというふうに思っております。

それで、やっぱり原発につきましては、山田議員のご質問にもありましたけれども、やっぱりこれは国の政策として進めてきた部分が大いにあるわけでありますから、国策でもありますので、やっぱり我々としては原発についての意見、要望、そういうものを県民、市民、町民、その声を国に届けられるようなそういうことをしっかりしていくことが必要だろうというふうに考えておるところでございます。

以上です。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解しました。

◇議長（吉田恭一君） いいですか。山田議員の質問が終了いたしました。

再質問が終了いたしました。



#### ○字句等整理委任の件

◇議長（吉田恭一君） 平成23年第3回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句の整理につきましては議長にご一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。



#### ○町長あいさつ

◇議長（吉田恭一君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了しました。

ここで、町長から定例会閉会に当たりあいさつの申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、平成23年第3回の定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

今議会定例会では、平成22年度の一般会計及び特別会計、そして水道事業会計の決算認定をはじめとする15の議案のほか、承認、諮問、それぞれ1件をご提案申し上げましたところ、それぞれ慎重にご審議をいただき、すべて原案どおりご議決を賜りましてまことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

一般質問や議案審議の過程でお寄せいただきました貴重なご意見、ご提言等は、常に念頭に置いて市政執行に当たりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力のほどをお願い申し上げます。

さて、まずまずのスタートを切った野田内閣であります。早くも閣僚の不用意な発言によりつまづいた形となりました。他の閣僚も、国会で野党から追及されるような発言をしており、国民不在のむだな論争で震災復興がまたおくれるのではないかと心配をしているところでもあります。必要な政策を早急に決定して実行に移してもらいたいと考えております。

9月に入りまして、朝夕多少過ごしやすくなりましたが、最近是非常に厳しい残暑が続いております。今週末には、小幡小学校、新屋小学校で運動会が開催されます。議員各位におかれましても、行事多彩なご多忙の季節と存じます。どうかご自愛をいただきまして、ますますお元気にして、ご活躍いただきますようご祈念を申し上げます。

そして、本日、本議会に多くの傍聴者の皆さんに来ていただき、まことにありがとうございます。多くの皆さんが、町そして議会に、傍聴という形であっても参加していただくことは、みんなで築くまちづくりの一番のもとであるというふうに思っております。今後も多くの皆さんが、このような形で参加をしていただくことをご期待申し上げ、お礼を申し上げます。

以上、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。



## ○議長あいさつ

◇議長（吉田恭一君） 閉会に当たり、議長から一言ごあいさつを申し上げます。

去る6日に開会されました今期定例会は、上程されたすべての議件をとどこおりなく議了し、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚くお礼を申し上げます。

執行各位におかれましては、財政状況が厳しい折ではありますが、議案審議等におきまして、議員各位から出されました意見等には十分意を払い、適切なる運用で元気の出るまちづくり、住みよいまちづくり、住民福祉の向上のために一層の努力をいたされますことをお願い申し上げます。

ことは8月の終わりから雨天が続き、さらに9月に入って台風12号のゆっくりした動きに各地で大雨による被害等が発生しました。県内でも、伊勢崎・藤岡地区で被害が発生しましたが、当町ではこれといった被害が出ていないのが幸いです。

ここにきて、まだまだ残暑厳しい折ですが、これからはだんだんと秋らしく、野や山が色づく季節となりますが、議員各位をはじめ、執行各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分留意をいただき、町政発展のためにますますのご活躍されますことを心からご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

---

◇

## ○閉 会

◇議長（吉田恭一君） 以上で、平成23年第3回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時47分閉会

上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長            吉        田        恭        一

署名議員           山        崎        澄        子

署名議員           長        岡        敬        一